

# 「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート（2026）」の概要

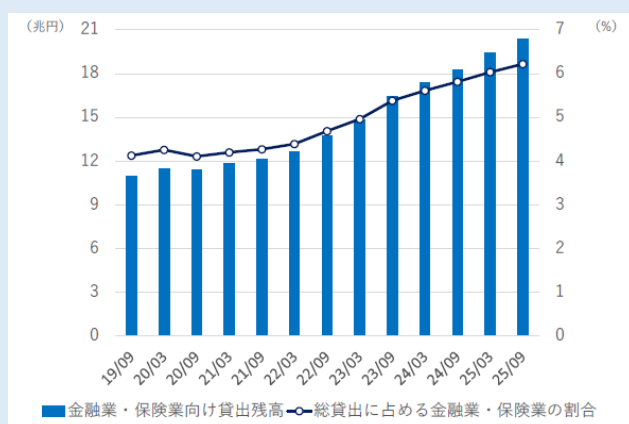
監督局銀行第二課地域金融モニタリング参事官室 総括補佐 松井 正太  
 金融証券検査官 赤地 郁聡  
 係員 田中 辰典

金融庁は、2026年3月31日に、「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート（2026）」<sup>1</sup>を公表しました。本稿ではその概要を紹介します。

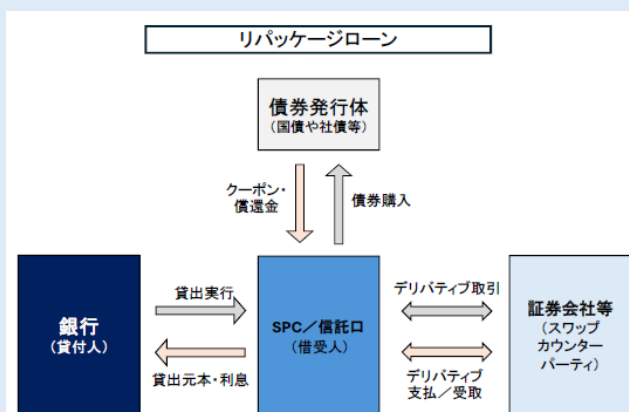
## 1. 背景

近年、地域銀行は金融業・保険業向けの貸出を増加（図表1）させており、そのうち、有価証券を裏付資産としてデリバティブを組み込んだ仕組貸出（図表2）が相応に含まれていると考えられます。こうした中で、仕組貸出は、一般的な有価証券と異なり、外部に対して詳細な情報が開示されず、その複雑な商品性から実態が把握しづらいなどの留意点があります。そのため、金融庁では、これまでのモニタリングで把握した仕組貸出の取組状況及びその商品性の留意点を整理するとともに、地域銀行をはじめとした金融機関がリスク管理態勢の強化や開示の充実に向けた対策を講じる上で重要な論点等を取りまとめました。

【図表1】 地域銀行：金融業・保険業向け貸出（兆円、%）



【図表2】 主な仕組貸出のスキーム図

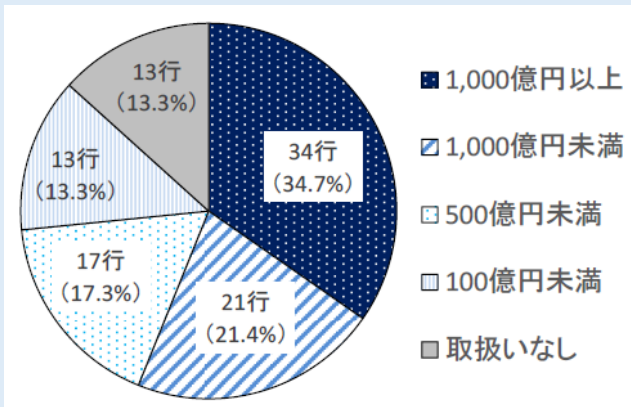


<sup>1</sup> 金融庁「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート（2026）」（令和8年3月31日）  
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260331/20260331.html>

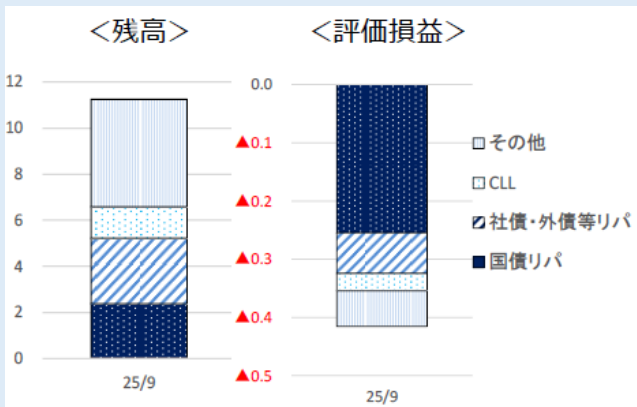
## 2. 地域銀行による仕組貸出の取組状況

地域銀行から徴求したデータをもとに2025年9月末時点の仕組貸出の取組状況を集計した結果、地域銀行のうち8割強が仕組貸出を保有し、その残高は、11兆円程度となっています。また、その内訳をみると、日本国債や社債・外債等のリパッケージローンが残高全体の5割弱を占めており、評価損益については、足元の市場金利の上昇に伴う裏付資産（債券等）の価格下落等により、残存期間が長い商品を中心に、評価損が発生しています（図表3、4）。

【図表3】仕組貸出に取り組む地域銀行数



【図表4】仕組貸出の残高・評価損益（兆円）



## 3. モニタリングにおける主な論点等

仕組貸出には、以下のような商品性の留意点と、それらを踏まえた金融機関に求められる対応があります。

### 【リスク管理態勢の整備】

- デリバティブを組み込み、SPC（特別目的会社）等を活用して有価証券を貸出に変換するなど、複雑かつ複合的なリスク構造を持つこととなり、①商品のリスク特性の把握が困難、②追加的な取引コストが発生、③流動性が低く、機動的な資産運用やストレス時のアクションプランの実行を阻害する等のリスク管理上の留意点がある
- そのため、金融機関は、組織体制を整備し、入口審査や期中管理においてリスクを適切に把握・管理するなど、複雑な商品性に見合った実効的なリスク管理態勢を整備する必要があります

### 【開示の適切性と充実】

- 実質的な有価証券運用であるが、会計上は「貸出金」として開示することになり、①外形的な貸出増加や時価評価の回避を主目的に取り組む可能性、②外部のステークホルダーによる実態把握が困難になるなど開示上の留意点がある
- そのため、金融機関は、財務に一定の影響を及ぼす場合には、外部のステークホルダー等に対して、残高や時価情報、今後の取組方針、リスク管理態勢など、適切な情報開示を行うことが望ましい

また、金融庁では、リスク管理態勢の整備と開示の適切性・充実の観点から地域銀行の実態把握を行い、懸念される事例（懸念事例）や参考となる事例（参考事例）を整理しました（図表5）。

【図表 5】 モニタリングを通じて把握した主な事例

＜モニタリングを通じて把握した主な事例＞	
懸念事例	参考事例
<p>(経営戦略上の位置づけと組織体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 年間貸出目標の達成や、損失限度額等の内部規程に抵触せず(時価評価の回避)に債券運用を行うため、取組を開始</li> <li>▲ 所管の融資部門は、有価証券運用やデリバティブ取引等に知見のある市場部門等と連携不足</li> </ul> <p>(入口審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 類似の商品性を持つ有価証券と比較して、コストやリスクに見合ったリターンが確保されているかの分析が未実施</li> <li>▲ 金利や流動性、スワップカウンターパーティ、オプションの非線形リスク等の計測が不十分</li> </ul> <p>(期中管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 時価情報の把握に留まり、損失限度額の設定や評価損(逆ザヤ)銘柄の処理要否の具体的な検討が未実施</li> <li>▲ 経営陣に金利リスク量や評価損益を報告しておらず、保有銘柄の現状を把握できる体制の構築が不十分</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>(経営戦略上の位置づけと組織体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取引を行う1線は、専門知識や実務経験のある部署(ストラクチャードファイナンス部等)とし、2線のリスク管理部門が商品性を踏まえたチェックリスト等を作成して牽制</li> <li>● 取組開始にあたって内部規程やマニュアルを整備</li> </ul> <p>(入口審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リスクカテゴリーや商品別の保有限度枠を設定</li> <li>● リスク資本配賦対象として、信用リスクやオプションの非線形リスクを考慮した金利リスクを計測</li> </ul> <p>(期中管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業者時価と独自で計算した内部時価を比較し、価格の妥当性を検証</li> <li>● 仕組貸出を含めて損失限度額やアラームポイント、アクションプランを設定し、ストレステストも実施</li> </ul> <p>(開示の適切性・充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸出残高の推移や今後の取組方針、時価の算定方法、商品特性を踏まえたリスク管理態勢の整備状況等をディスクロージャー誌などの公表資料で開示</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

#### 4. 今後のモニタリング方針

地域銀行をはじめとした金融機関においては、本レポートを参考にリスク管理態勢の強化や開示の充実に取り組むよう期待しています。金融庁としては、本レポートでのモニタリング結果も踏ま

え、各金融機関から自身の取組状況や残高・時価情報等の開示状況に関する情報を定期的に徴求し、検査を含む個別金融機関へのモニタリングを通じて、引き続き、リスク管理態勢の整備や開示の充実を促してまいります。